

鳥取県公報

平成16年2月10日(火) 第7558号

每週火:金曜日発行

次 目

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(85)(協働推進室)1 告 土地改良法による換地計画の決定 (2件) (86・87) (耕地課)2 県営土地改良事業の工事の完了 (88) (")2 保安林の指定施業要件の変更予定(89)(森林保全課)3 公有水面の埋立ての免許 (91) (空港港湾課)3 教委告示 定例教育委員会の招集 (5) (教育総務課)4 公 告 平成15年度鳥取県職員採用試験(資格・免許職)の実施(人事委員会事務局任用課)......5 平成15年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度・第4回) の実施 (")9 調達公告 一般競争入札の実施 (病院局総務課)11

示

鳥取県告示第85号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年 3月29日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年2月10日

鳥取県知事 片 Ш

- 1 申請のあった年月日
 - 平成16年 1 月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人鳥取青少年ピアサポート
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 片山 長生
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 岩美郡岩美町大字浦富2850 - 1 「セミナーハウスうらどめ」内
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、主として不登校児童生徒、引きこもりがちな青少年、及びそれに関わる個人・法人、その他の 団体に対して、相談活動・共同生活体験・就労体験等の機会を提供する事業を行い、児童生徒・青少年等の健

全育成に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第86号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東郷地区 (第1工区) の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年2月10日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成16年2月10日から20日間
- 3 縦覧に供する場所 東郷町役場
- 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第87号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東郷地区 (第2 工区) の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年2月10日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成16年2月10日から20日間
- 3 縦覧に供する場所

東郷町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第88号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の2第3項 の規定により告示する。

平成16年2月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営ほ場整備事業佐治地区区画整理 (1工区)	平成14年 6 月13日
県営ほ場整備事業佐治地区区画整理 (2工区)	"
県営ほ場整備事業佐治地区区画整理 (3工区)	"
県営ほ場整備事業佐治地区区画整理 (4工区)	"
県営ほ場整備事業佐治地区区画整理 (5 工区)	"

鳥取県告示第89号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年2月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 日野郡日南町豊栄字陽山1357の1、1357の2、1357の44、1357の50、1357の52、1357の54、1357の60
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に 供する。)

鳥取県告示第90号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、米子 市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年2月10日

鳥取県知事 片 山 善

- 1 都市計画の種類及び名称 米子境港都市計画下水道 米子市公共下水道
- 2 縦覧場所

鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第91号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許を したので、同法第11条の規定により告示する。

平成16年2月10日

鳥取県知事 片 山 善 博 1 免許の日

平成16年2月4日

2 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

羽合町

羽合町長 井上 正直

東伯郡羽合町大字久留19 - 1

- 3 埋立区域
 - (1) 位置

東伯郡羽合町大字橋津字二ノ浜屋敷584 - 1及び812の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点を直線で結んだ線により 囲まれた区域

- 1 の地点 東伯郡羽合町大字宇野字水谷21 4 に所在する赤坂 3 等三角点 (北緯35度30分27秒333、東経 133度54分 3 秒963) から275度34分16秒、2,477.38メートルの地点
- 2 の地点 1 の地点から352度29分53秒、65.65メートルの地点
- 3 の地点 2 の地点から82度29分53秒、60.00メートルの地点
- 4 の地点 3 の地点から352度29分53秒、18.50メートルの地点
- 5 の地点 4 の地点から82度29分53秒、34.50メートルの地点
- 6 の地点 5 の地点から172度29分53秒、68.39メートルの地点
- (3) 面積

6,100.12平方メートル

- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置

東伯郡羽合町大字橋津字二ノ浜屋敷501、502、584 - 1及び812並びに同字584 - 1及び812の地先公有水面

(2) 区域

次のAの地点からDの地点までを順次に直線で結んだ線及びDの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- A の地点 東伯郡羽合町大字宇野字水谷21 4 に所在する赤坂 3 等三角点 (北緯35度30分27秒333、東経 133度54分 3 秒963) から274度52分 3 秒、2,541.46メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から 6度51分23秒、243.06メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から82度44分42秒、201.55メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から172度25分39秒、234.60メートルの地点
- (3) 面積

54,499.95平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第5号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成16年2月10日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

- 1 日時 平成16年2月13日 (金) 午前9時50分~
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
- (1) 鳥取県公立小・中・盲・聾・養護学校学級編制基準について
- (2) その他

公 告

職員の任用に関する規則 (昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号) 第17条第1項の規定に基づき、平成16年度 に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成16年2月10日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成15年度鳥取県職員採用試験 (資格・免許職)

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
獣医師	1 名程度
有機化学	1 名程度
保健師	6 名程度
保育士	6 名程度
薬剤師	1 名程度
言語聴覚士	2 名程度
理学療法士	1 名程度
診療放射線技師	1 名程度
看護師 (講師)	2 名程度
文化財主事	3 名程度
司書	9 名程度

- (注)採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者 がない場合もある。
- 3 対象となる職
 - (1) 獣医師、有機化学及び保健師

知事の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職

(2) 保育士

知事の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

(3) 薬剤師

知事の事務部局等勤務する医療職給料表(2)2級相当程度の職員の職

(4) 言語聴覚士、理学療法士及び診療放射線技師 知事の事務部局等に勤務する医療職給料表(2)1級相当程度の職員の職

(5) 看護師 (講師)

知事の事務部局等に勤務する教育職給料表(1)2級相当程度の職員の職

(6) 文化財主事

教育委員会の事務部局等に勤務する教育職給料表(2)2級相当程度の職員の職

(6) 司書

教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める給料月額のほか諸手当が支給される。なお、これらの給料月額は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例第4号)第7条の規定による減額後の額である。

- (1) 獣医師 182,592円
- (2) 有機化学 168,288円
- (3) 保健師 163,872円
- (4) 保育士及び司書 142,560円
- (5) 薬剤師 169,536円
- (6) 言語聴覚士、理学療法士及び診療放射線技師 158,880円
- (7) 看護師 (講師) 183,456円
- (8) 文化財主事 183,456円

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- (1) 年齢要件は、次のとおりであること。
 - ア 看護師 (講師)、司書 昭和28年4月2日以降に生まれた者
 - イ 文化財主事 昭和38年4月2日以降に生まれた者
 - ウ ア及びイに掲げる職種以外のもの 昭和43年4月2日以降に生まれた者
- (2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必 要 な 資 格				
獣医師	獣医師法 (昭和24年法律第186号) 第3条の規定による獣医師に係る免許を受けた者又				
	は平成16年3月31日までに受ける見込みの者であること。				
有機化学	有機化学に係る分野を専攻して大学を卒業した者若しくは平成16年3月31日までに卒業				
	見込みの者又は有機化学に係る分野を専攻して大学院を修了した者若しくは平成16年3				
	月31日までに修了見込みの者であること。				
保健師	保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第203号) 第7条の規定による保健師に係る免許				
	を受けた者又は平成16年4月30日までに受ける見込みの者であること。				
保育士	児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第18条の6の規定による保育士の資格を有する者				
	又は平成16年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者であること。				
薬剤師	薬剤師法 (昭和35年法律第146号) 第2条の規定による薬剤師に係る免許を受けた者又				
	は平成16年5月31日までに受ける見込みの者であること。				
言語聴覚士	言語聴覚士法 (平成9年法律第132号) 第3条の規定による言語聴覚士に係る免許を受				
I .	ı				

		•
٠	_	

I	
	けた者又は平成16年 5 月31日までに受ける見込みの者であること。
理学療法士	理学療法士及び作業療法士法 (昭和40年法律第137号) 第3条の規定による理学療法士
	に係る免許を受けた者又は平成16年 5 月31日までに受ける見込みの者であること。
診療放射線技師	診療放射線技師法 (昭和26年法律第226号) 第3条の規定による診療放射線技師に係る
	免許を受けた者又は平成16年 5 月31日までに受ける見込みの者であること。
看護師 (講師)	保健師助産師看護師法第7条の規定による看護師に係る免許を受けた者で、次のいずれ
	かに該当するもの又は平成16年4月30日までに該当する見込みのものであること。
	(1) 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者で、専任教員とし
	て必要な研修を修了したもの又は看護師の教育に関しこれと同等以上の学識経験を
	有すると認められるもの
	(2) 保健師、助産師又は看護師として基礎看護、在宅看護、成人看護、老年看護、
	小児看護、母性看護又は精神看護に係る業務のうちいずれかの業務に3年以上従事
	した者で、学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学において教育に関する科
	目を履修して卒業したもの
文化財主事	考古学若しくは歴史学を専攻して大学を卒業した者若しくは平成16年3月31日までに卒
	業見込みの者、考古学若しくは歴史学を専攻して大学院を修了した者若しくは平成16年
	3月31日までに修了見込みの者又は埋蔵文化財の発掘調査員として1年以上の経験を有
	する者であること。
司書	図書館法 (昭和25年法律第118号) 第5条1項の司書の資格を有する者又は平成16年3
	月31日までにこの資格を取得する見込みの者であること。

- (3) 日本国籍を有しない者にあっては、次のいずれかに該当する者又は平成16年4月30日までに該当する見 込みの者であること。
 - ア 出入国管理及び難民認定法 (昭和26年政令第319号) 別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者 等、永住者の配偶者等又は定住者
 - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第 71号) による特別永住者
 - (注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用され る。
- 6 第1次試験
 - (1) 試験種目
 - ア 文化財主事に係る試験種目

教養試験 (多肢選択式)、専門試験 (多肢選択式) 及び実技試験

イ 文化財主事以外の職種に係る試験種目

教養試験 (多肢選択式) 及び専門試験 (多肢選択式)

(2) 試験の期日

平成16年3月5日(金)及び同月6日(土)

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

鳥取環境大学 鳥取市若葉台北一丁目1-1

- 7 第2次試験
 - (1) 試験種目
 - ア 論文試験又は作文試験
 - イ 面接試験

- ウ 適性検査
- (2) 試験の期日

平成16年3月18日 (木) から同月20日 (土) まで

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟会議室 鳥取市東町一丁目220

- 8 合格者の発表
 - (1) 第1次試験合格者

平成16年3月11日 (木) に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成16年3月26日(金)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

- 9 採用の方法
 - (1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。
 - (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

採用は、原則として平成16年5月1日の予定である。

なお、5の(2)の表の左欄に掲げる試験に合格した者のうち、平成16年4月30日までに同表の右欄に定める資格又は免許を取得し、又は受けることができない者にあっては、当該資格又は免許を取得し、又は受けた日以降の採用となる。

また、5の(2)及び(3)に定める期日までにこれらに定める資格又は免許を取得し、又は受けることができなければ、この試験に合格しても採用されない。

- 10 受験手続
 - (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

- (3) 受付期間及び受付時間
 - ア 受付期間

平成16年2月12日 (木) から同月25日 (水) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) なお、郵送による申込みは、平成16年2月25日 (水) までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局 (〒680 8570 鳥取市東町一丁目 271 電話0857 - 26 - 7553) に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則 (昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号) 第17条第1項の規定に基づき、平成16年度 に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成16年2月10日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成15年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度・第4回)

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数		
学芸員 (人文)	1 名程度		

- (注) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がない場合もある。
- 3 対象となる職

教育委員会の事務部局等に勤務する研究職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額168,288円のほか諸手当が支給される。なお、 当該給料月額は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並 びに職員の定数等の特例に関する条例(平成14年鳥取県条例第4号)第7条の規定による減額後の額である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- (1) 昭和38年4月2日以降に生まれた者であること。
- (2) 日本史学を専攻して大学を卒業した者若しくは平成16年3月31日までに卒業見込みの者若しくは日本史学を専攻して大学院を修了した者若しくは平成16年5月31日までに修了見込みの者で、博物館法(昭和26年法律第285号)第5条第1項の学芸員の資格を有するもの又は平成16年5月31日までにこの資格を取得する見込みのものであること。ただし、博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号)第5条第1号の規定に該当する者については、平成16年5月31日までに同令第12条第1項ただし書の規定により試験認定合格者とならなければならない。
- (3) 日本国籍を有しない者にあっては、次のいずれかに該当する者又は平成16年5月31日までに該当する見込みの者であること。
 - ア 出入国管理及び難民認定法 (昭和26年政令第319号) 別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者 等、永住者の配偶者等又は定住者
 - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成3年法律第

71号) による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

- 6 第1次試験
 - (1) 試験種目

論文審査

(2) 論文及び受験申込書の提出期限

平成16年3月3日(水)

- 7 第 2 次試験
 - (1) 試験種目

教養試験 (多肢選択式)、論文試験、面接試験及び適性検査

(2) 試験の期日

平成16年4月11日(日)及び同月12日(月)

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟会議室 鳥取市東町一丁目220

- 8 合格者の発表
 - (1) 第1次試験合格者

平成16年3月26日(金)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成16年4月23日(金)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

- 9 採用の方法
 - (1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。
 - (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

採用は、原則として平成16年6月1日の予定である。

また、50(2)及び(3)に定める期日までにこれらに定める資格を取得しなければ、この試験に合格しても採用されない。

- 10 受験手続
 - (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入し、別に作成される受験案内に指示されている論文を作成の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成16年2月12日 (木) から同年3月3日 (水) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) なお、郵送による申込みは、平成16年3月3日 (水) までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局 (〒680 8570 鳥取市東町一丁目 271 電話0857 26 7553) に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調達公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年2月10日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜久治

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品の名称及び数量

A重油JIS1種2号 1,072キロリットル

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成16年4月1日 (木) から平成17年3月31日 (木) まで

(4) 1回当たり納入量

16キロリットル

(5) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(6) 入札方法

1キロリットル当たりの単価による入札を行うので、当該単価を入札書に記載すること。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第76号 (物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等に

ついて) に基づく競争入札参加資格のうち、油脂・燃料類に係るものを有すること。

- (3) 平成16年2月10日(火)から同年3月26日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第24条第1項の規定による石油販売業の届出 を行っている者であること。
- (5) この公告に示した物品を鳥取県立中央病院長が指定する日時及び場所に確実に納入することができる者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

- 4 入札手続等
 - (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理係

電話 0857 - 26 - 2271 (内線2210)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成16年2月13日(金)から同年3月19日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の 午前9時から午後4時までの間交付する。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。) に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年3月26日 (金) 午前11時 (郵便による入札書の受領期限は、同日午前10時) 鳥取県立中央病院 大会議室(1階)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
 - (2) この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の)1)の場所に平成16年3月19日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - (3) 入札者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金

免除

- 7 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時
 - (2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて

作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 契約締結の制限

この公告に示した物品に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 8 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel oil JIS class 1 No. 2 1,072 $\mathrm{k}\ell$
 - (2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation: 5:00 PM 19, March, 2004
 - (3) Date and time for tender submission: 11:00 AM 26, March, 2004Deadline for the submission of tenders by registered mail: 10:00 AM 26, March, 2004
 - (4) Please contact: General Affairs Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuo Hospital 730 Edu, Tottori - shi, Tottori 680 - 0901 Japan TEL: 0857 - 26 - 2271 ex. 2210

14	平成16年2月10日	火曜日	鳥	蚁	県	公	平 校	第7558号
1								l
1								l
1								I
								I
1								l
1								I
1								I
1								I
								I
1								l
1								I
								I
1								I
								I
1								l
1								I
1								I
1								l
								I
1								I
								I
1								I
1								I
								I
1								l
1								I
1								I
1								l
								I
1								l
1								l